

ガイドライン推奨基準と規制基準の比較図
 (重点制限区域の自家用広告物について)

| | | | |
|-------|--------------------------|--|---|
| 屋上広告物 | ガイドライン推奨基準 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大きさ 縦：建物の高さの $1/5$ 以内 横：建物の幅の範囲内 ・ 色彩 色相による彩度の制限を超える色の面積を、各表示面の $2/3$ 以内とする。 |
| | (道路軸・河川軸・東部制限区域) 規制基準 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大きさ 縦：建物の高さの $1/3$ 以内 横：建物の幅の範囲内 ・ 色彩 色相による彩度の制限なし |
| | 規制基準 (許可区域) | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大きさ 縦：建物の高さの $2/3$ 以内 横：建物の幅の範囲内 ・ 色彩 色相による彩度の制限なし |
| 壁面広告物 | ガイドライン推奨基準 | | <p>表示面積の合計が 取り付け壁面 ($H \times W$) の $1/5$ 以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 色彩 色相による彩度の制限を超える色の面積を、各表示面の $2/3$ 以内とする。 |
| | (道路軸・河川軸・東部制限区域) 規制基準 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大きさ 縦：建物の高さの $1/2$ 以内 横：建物の幅の範囲内 ・ 色彩 色相による彩度の制限なし |
| | 規制基準 (許可区域) | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大きさ 縦：建物の高さの範囲内 横：建物の幅の範囲内 ・ 色彩 色相による彩度の制限なし |